

# 学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

## Q1 学童保育(放課後児童健全育成事業)の数について

貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。

公立公営<sup>※1</sup>のか所数<sup>※2</sup>④と「支援の単位<sup>※3</sup>」数⑤、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数⑥と、「支援の単位」数⑦、のそれぞれを合計したものです。

- \* 1 公立公営とは、市町村が施設を確保し、職員を雇用して(公務員)、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことを言います。
- \* 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発 0313 第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。
- \* 3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
  - イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
  - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

## Q2 学童保育の入所登録児童の総数と学年別数について

2026年5月1日現在の学年別の入所登録児童数と入所登録児童総数をお聞きします。学年別の入所登録児童数を合計したものが、入所登録児童総数になります。

- \* 出席人数ではなく、2026年5月1日現在の年間をとおして入所登録した入所登録児童数をお聞きします。
- \* 幼児や中学生なども入所している場合には「その他」の欄に記入してください。
- \* 長期休暇期間中のみ入所登録児童はのぞきます。
- \* 「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしています(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

## Q3 支援の単位ごとの子ども集団の規模について

- \* 施設の定員や交付金申請の児童の数ではなく、2026年5月1日現在の入所登録児童数をお聞きします。
- \* 前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

## Q4 学童保育の運営主体について

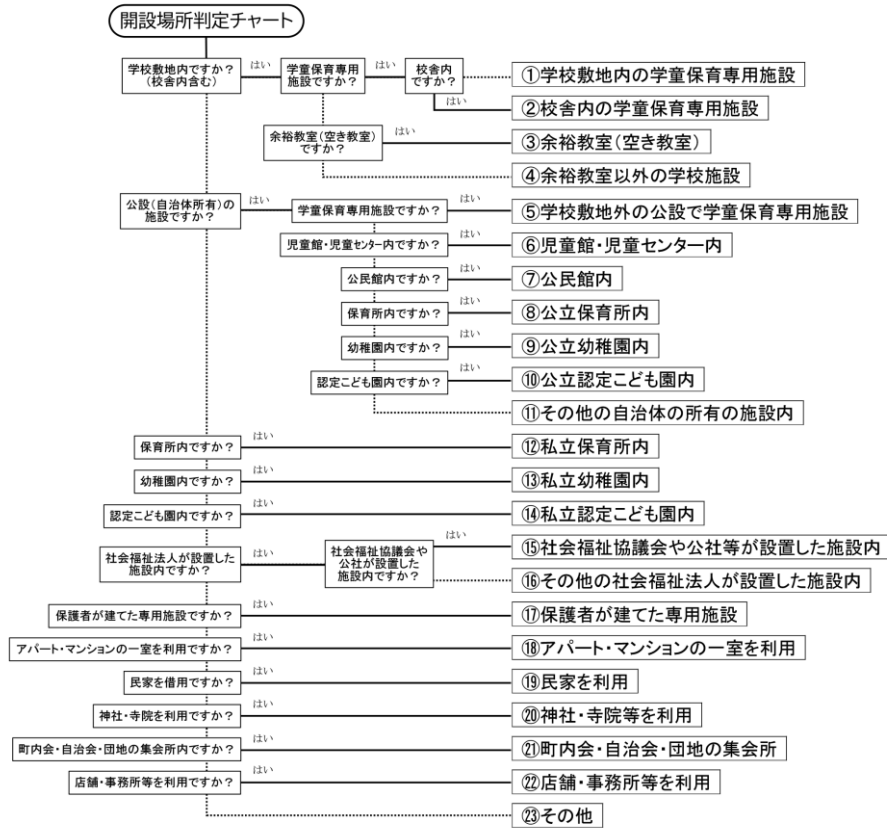
「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

- \* 「公社」とは…地方公社をさします(地方自治体が出資してつくられた団体を含む) / 「運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織
- \* 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態 / 「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態 / 「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

## Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

\* 考え方：下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



\* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。

\* 「特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）」による運営とは、学童保育専用に整備されたものではなく、放課後等（長期休業期間中を含む）に一時的に使われていない特別教室や体育館等を利用して開設しているもの。

## Q6 公立小学校・義務教育学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校（分校・義務教育学校の前期課程含む）数をお聞きします。学童保育がない小学校校区数（未設置校区数）をお聞きします。

\* 義務教育学校とは、前期課程（小学校に相当）と後期課程（中学校に相当）からなる小中一貫校で、学校教育制度（第5章の2）です。

\* 複数校区から児童の受け入れをしている場合には、学童保育がある当該校区以外は「未設置校区」とします。

## Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童の有無を把握している場合は「a 把握している」の記号を○で囲み、か所数と人数を記入してください（待機児童がない場合は0か所、0人と記入）。

把握していない場合は、「b 把握していない」の記号を○で囲んでください。

\* 待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合／市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合／新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合／保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合